

令和7年10月19日執行

大口町長選挙用

選挙公営に係る届出書類等様式集

(自動車、ポスター及びビラ)

(注) 契約書の様式が含まれていますが、選挙公営手続に必要な項目のみを網羅しています。実際の契約に必要な条件等で、明文化が必要なものについては、それぞれ候補者と各業者等とで相談してください。また、業務請負契約については、一般的な契約と同様に、収入印紙（選挙公営に関するものは200円）を貼り付けてください。

「～確認書」という書類は、大口町選挙管理委員会が発行しますので、ここには含まれていません。

大口町選挙管理委員会

選挙運動用自動車（ハイヤー方式）

選挙運動用自動車使用契約書

大口町長選挙候補者

(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)とは、甲が選挙

運動のために使用する自動車の使用について次のとおり契約する。

1 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号

3 契約期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 契約金額 金 円(税込)
(内訳 1日につき 円(税込) × 日間)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により大口町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、大口町議会議員及び大口町長選挙の選挙運動の公費負担に関する条例に基づき大口町に請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が大口町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により大口町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

様式第1（第2条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

大口町選挙管理委員会委員長

様

令和7年10月19日執行

大口町長選挙

候補者氏名

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借 入 れ	年 月 日			円	
運 転 手 の 雇 用	年 月 日			円	
燃 料 代	年 月 日			円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込み額を記載して差し支えありません。）。

様式第10（その1）（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

年 月 日

令和7年10月19日執行

大口町長選挙

候補者氏名

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号を ○で囲んでください。)	1	一般乗用旅客自動車運送事業者と の運送契約による場合	2	左に掲げる場合 以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住 所並びに法人にあってはその代表者 の氏名				
車種及び自動車登録番 号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考	
	年 月 日	円		
	年 月 日	円		
	年 月 日	円		
	年 月 日	円		
	年 月 日	円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が大口町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は大口町に支払を請求することができません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、大口町に支払を請求することはできません。

様式第 13 (第 6 条関係)

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

年 月 日

大口町長

住所 (所在地)

氏名 (名 称)

㊟

(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

大口町議会議員及び大口町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和 7 年 10 月 19 日執行 大口町長選挙
- 4 候補者の氏名 (※戸籍名)
- 5 振込先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、この他に自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和 45 年運輸省令第 7 号)第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、大口町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その1

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約
により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日	円×1台＝ 円	64,500 円×1 台＝ 64,500 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	64,500 円×1 台＝ 64,500 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	64,500 円×1 台＝ 64,500 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	64,500 円×1 台＝ 64,500 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	64,500 円×1 台＝ 64,500 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ないほうの額を記載してください。

選挙運動用自動車（レンタル方式）

選挙運動用 自動車の借入れ

選挙運動用自動車賃貸借契約書

大口町長選挙候補者

(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)とは、甲が選挙

運動のために使用する自動車の賃貸借について次のとおり契約する。

1 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号

3 契約期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 契約金額 金 円 (税込)

(内訳 1日につき 円 (税込) × 日間)

5 使用上の義務等

甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により大口町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、大口町議会議員及び大口町長選挙の選挙運動の公費負担に関する条例に基づき大口町に請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が大口町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により大口町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

様式第1（第2条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

大口町選挙管理委員会委員長

様

令和7年10月19日執行

大口町長選挙

候補者氏名

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借 入 れ	年 月 日			円	
運 転 手 の 雇 用	年 月 日			円	
燃 料 代	年 月 日			円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込み額を記載して差し支えありません。）。

様式第10（その1）（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

年 月 日

令和7年10月19日執行

大口町長選挙

候補者氏名

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号を ○で囲んでください。)	1	一般乗用旅客自動車運送事業者と の運送契約による場合	2	左に掲げる場合 以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住 所並びに法人にあってはその代表者 の氏名				
車種及び自動車登録番 号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考	
	年 月 日	円		
	年 月 日	円		
	年 月 日	円		
	年 月 日	円		
	年 月 日	円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が大口町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は大口町に支払を請求することができません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、大口町に支払を請求することはできません。

様式第13（第6条関係）

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

年 月 日

大口町長

住所（所在地）

氏名（名 称）

㊟

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する）

大口町議会議員及び大口町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和7年10月19日執行 大口町長選挙
- 4 候補者の氏名（※戸籍名）
- 5 振込先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、この他に自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、大口町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日	円×1台＝ 円	16,100 円×1 台＝ 16,100 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	16,100 円×1 台＝ 16,100 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	16,100 円×1 台＝ 16,100 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	16,100 円×1 台＝ 16,100 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	16,100 円×1 台＝ 16,100 円	円	
計			円	

備考

- 1 「運送金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ないほうの額を記載してください。

選挙運動用自動車（レンタル方式）

選挙運動用自動車の運転手の雇用

選挙運動用自動車運転手契約書

大口町長選挙候補者

(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)とは、甲が選挙運

動のために使用する自動車の運転について次のとおり契約する。

1 業務内容

公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

2 契約期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 運転する車の車種及び登録番号

4 契約金額 金 円 (税込)

(内訳 1日につき 円 (税込) × 日間)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により大口町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、大口町議会議員及び大口町長選挙の選挙運動の公費負担に関する条例に基づき大口町に請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が大口町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により大口町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

様式第1（第2条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

大口町選挙管理委員会委員長

様

令和7年10月19日執行

大口町長選挙

候補者氏名

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借 入 れ	年 月 日			円	
運 転 手 の 雇 用	年 月 日			円	
燃 料 代	年 月 日			円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込み額を記載して差し支えありません。）。

様式第10（その3）（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

年 月 日

令和7年10月19日執行

大口町長選挙

候補者氏名

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運転手の氏名及び住所	住所	
	氏名	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください
- 2 運転手が大口町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、大口町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、大口町に支払を請求することはできません。

様式第13（第6条関係）

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

年 月 日

大口町長

住所（所在地）

氏名（名 称）

㊞

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する）

大口町議会議員及び大口町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和7年10月19日執行 大口町長選挙
- 4 候補者の氏名（※戸籍名）
- 5 振込先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、この他に自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、大口町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日	円	12,500 円	円	
年 月 日	円	12,500 円	円	
年 月 日	円	12,500 円	円	
年 月 日	円	12,500 円	円	
年 月 日	円	12,500 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ないほうの額を記載してください。

選挙運動用自動車（レンタル方式）

選挙運動用自動車の燃料の補給

選挙運動用自動車燃料供給契約書

大口町長選挙候補者

(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)とは、甲が選挙運動

のために使用する自動車の燃料供給について次のとおり契約する。

- 1 供給する期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 2 供給場所
 所在地
 名 称
- 3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号
- 4 契約金額 単位 1 リットルあたり 円 (税込) とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。)
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により大口町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、大口町議会議員及び大口町長選挙の選挙運動の公費負担に関する条例に基づき大口町に請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が大口町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により大口町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

年 月 日

甲 候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

様式第1（第2条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

大口町選挙管理委員会委員長

様

令和7年10月19日執行

大口町長選挙

候補者氏名

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借 入 れ	年 月 日			円	
運 転 手 の 雇 用	年 月 日			円	
燃 料 代	年 月 日			円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込み額を記載して差し支えありません。）。

様式第4（第3条関係）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

年 月 日

大口町選挙管理委員会委員長

様

令和7年10月19日執行

大口町長選挙

候補者氏名

次の選挙運動用自動車燃料代につき、大口町議会議員及び大口町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

4 確認申請額 円

区 分	購入金額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額（a）	円	円
今回の購入金額（b）	円	円
燃料代計（a）＋（b）	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から大口町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

様式第10（その2）（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

年 月 日

令和7年10月19日執行

大口町長選挙

候補者氏名

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号又は 車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
合計				

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給事業者ごとに別々に作成し、候補者から給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給事業者が大口町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、大口町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

様式第 13 (第 6 条関係)

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

年 月 日

大口町長

住所 (所在地)

氏名 (名 称)

印

(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

大口町議会議員及び大口町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和 7 年 10 月 19 日執行 大口町長選挙
- 4 候補者の氏名 (※戸籍名)
- 5 振込先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、この他に自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和 45 年運輸省令第 7 号)第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、大口町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

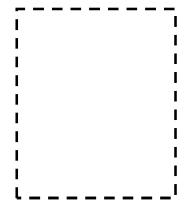
(2) 燃料代

販売 年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日		円× 〇 = 円			
年 月 日		円× 〇 = 円			
年 月 日		円× 〇 = 円			
年 月 日		円× 〇 = 円			
年 月 日		円× 〇 = 円			
計		円	円	円	

備考

- 「基準限度額」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア)の計欄又は(イ)の計欄のうちいずれか少ないほうの額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(ア)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

選挙運動用ポスターの作成



選挙運動用ポスター作成契約書

大口町長選挙候補者

(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)とは、甲が使用する

選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。

- 1 作成枚数 枚
- 2 契約金額 金 円 (税込)
(単価 円 (税込) × 枚)

3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により大口町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、大口町議会議員及び大口町長選挙の選挙運動の公費負担に関する条例に基づき大口町に請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が大口町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により大口町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 候補者
住 所
氏 名
乙 住 所
名 称
代表者

様式第3（第2条関係）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

年 月 日

大口町選挙管理委員会委員長

様

令和7年10月19日執行

大口町長選挙

候補者氏名

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第6（第3条関係）

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

年 月 日

大口町選挙管理委員会委員長

様

令和7年10月19日執行

大口町長選挙

候補者氏名

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、大口町議会議員及び大口町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（a）	枚	枚
今回の枚数（b）	枚	枚
枚数計（a）＋（b）	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から大口町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

様式第12（第5条関係）

選挙運動用ポスター作成証明書

年 月 日

令和7年10月19日執行

大口町長選挙

候補者氏名

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	
作 成 金 額	
当該選挙区におけるポスター掲示場数	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごと別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が大口町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、大口町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - 枚数 100枚
 - 限度額 586円88銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に155,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）×（1）の枚数＝限度額

様式第15（第6条関係）

請 求 書
(選挙運動用ポスターの作成)

年 月 日

大口町長

住所（所在地）

氏名（名 称） ㊟

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する）

大口町議会議員及び大口町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第1条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和7年10月19日執行 大口町長選挙
- 4 候補者の氏名（※戸籍名）
- 5 振込先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、大口町に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

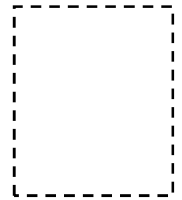
候補者名 (※戸籍名)

選挙区における ポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 $A \times B$	単価 C	枚数 D	金額 $C \times D$	単価 E	枚数 F	金額 $E \times F$	
箇所	円	枚	円	円 2,657	枚 100	円 265,700	円	枚	円	

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター証明書の当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 $E \times F$ の欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。

選挙運動用ビラの作成



選挙運動用ビラ作成契約書

大口町長選挙候補者

(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)とは、甲が使用する

選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。

- 1 作成枚数 枚
- 2 契約金額 金 円 (税込)
(単価 円 (税込) × 枚)

3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により大口町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、大口町議会議員及び大口町長選挙の選挙運動の公費負担に関する条例に基づき大口町に請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が大口町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により大口町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 候補者
住 所
氏 名
乙 住 所
名 称
代表者

様式第2（第2条関係）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

年 月 日

大口町選挙管理委員会委員長

様

令和7年10月19日執行

大口町長選挙

候補者氏名

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第5（第3条関係）

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

大口町選挙管理委員会委員長

様

令和7年10月19日執行

大口町長選挙

候補者氏名

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、大口町議会議員及び大口町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（a）	枚	枚
今回の枚数（b）	枚	枚
枚数計（a）＋（b）	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から大口町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

様式第 1 1 (第 5 条関係)

選挙運動用ビラ作成証明書

年 月 日

令和 7 年 1 0 月 1 9 日 執行

大口町長選挙

候補者氏名

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	
作 成 金 額	
備 考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごと別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が大口町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、大口町に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - 町 長 枚数 5, 0 0 0 枚 町議会議員 枚数 1, 6 0 0 枚
 - 限度額 作成単価 (8 円 3 8 銭を超えるときは 8 円 3 8 銭) (単価) × (1) の枚数 = 限度額

様式第14（第6条関係）

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

年 月 日

大口町長

住所（所在地）

氏名（名 称） ㊟

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する）

大口町議会議員及び大口町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和7年10月19日執行 大口町長選挙
- 4 候補者の氏名（※戸籍名）
- 5 振込先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、大口町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書

候補者名 (※戸籍名)

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 $A \times B$	単価 C	枚数 D	金額 $C \times D$	単価 E	枚数 F	金額 $E \times F$	
円	枚	円	円 8.38	枚 5,000	円 41,900	円	枚	円	

備考

- 1 D欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

